

◎新潟県告示第443号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成28年4月1日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 竣功認可年月日

平成28年3月18日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

1 工区

(1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1247番地から1246番地1を経て1246番地3に至る間の公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、⑰の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線、⑫の地点と⑬の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D.L.+0.64メートル）における公有水面と西ふ頭地区1号岸壁との境界線、⑬の地点から⑮の地点までを順次に結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D.L.+0.64メートル）における公有水面と西ふ頭地区泊地護岸との境界線及び⑰と⑮の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D.L.+0.64メートル）における公有水面と西ふ頭地区泊地護岸との境界線により囲まれた区域

⑰の地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点（北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828）から72度46分05秒604.88メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から52度43分34秒11.98メートルの地点

②の地点 ⑱の地点から142度43分34秒5.25メートルの地点

③の地点 ②の地点から52度43分46秒5.15メートルの地点

④の地点 ③の地点から142度54分12秒4.50メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から232度43分41秒5.13メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から142度43分44秒10.60メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から52度44分04秒5.13メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から142度36分47秒4.50メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から232度43分19秒5.14メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から142度43分35秒64.05メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から52度43分00秒5.13メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から142度52分42秒1.00メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から232度43分39秒17.16メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から322度39分27秒29.95メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から322度41分46秒21.48メートルの地点

(3) 面積

1,134.44平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成24年7月3日 新潟県港整第162号

平成26年1月17日 新潟県港整第538号

5 法第22条第3項の市町村（閲覧場所）

糸魚川市